

はじめに

平成27年3月27日、学校教育法施行規則及び学習指導要領（小学校、中学校、特別支援学校小学部・中学部）が一部改正され、道徳教育に関して、昭和33年の「道徳の時間」の導入以降、およそ60年ぶりの抜本的改革が行われました。すなわち、「道徳の時間」が「特別の教科 道徳（道徳科）」として位置付けられ、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分の問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」への転換を図ることが求められています。これは、いじめの問題への対応をきっかけに、児童生徒が現実の困難な問題に主体的に対処することのできる実効性ある力を育成していく上で、道徳教育も大きな役割を果たす必要があるという中央教育審議会の答申を踏まえたものでもあります。

本県では、「第2次岐阜県教育ビジョン」の基本理念に、「高い志とグローバルな視野をもって夢に挑戦し、家庭・地域・職場で、豊かな人間関係を築き、地域社会の一員として考え、行動できる『地域社会人』の育成」を掲げています。とりわけ、子どもたちには、「ふるさと岐阜」への誇りと愛着をもち続けながら、清く、優しく、たくましく生きていこうとする「清流スピリット」を育み、自立力・共生力・自己実現力という三つの力をバランスよく育成することを大切にしています。これら三つの力は、先行き不透明な現代社会において、子どもたちが今後直面するであろう様々な課題に対して主体的に対応しながらたくましく生き抜いていく上で欠かせない資質・能力であると捉えています。

こうしたことを踏まえ、この度、一部改正学習指導要領の趣旨についての一層の理解を図るため、「一部改正学習指導要領 実施の手引き Q&A」を作成しました。各学校においては、校内の研修等で活用いただいたり、一部改正学習指導要領を実施する上で疑問に感じたことを確認していただいたりするなどして、有効に活用されることを願っています。

「特別の教科 道徳」に関わる関係規定の施行は、小学校が平成30年度、中学校が平成31年度からとなります。県内の各学校において、一部改正学習指導要領の主旨を踏まえた道徳教育が積極的に実践され、児童生徒一人一人に対し、豊かな心が育まれることを期待しております。

平成29年3月

岐阜県教育委員会

学校支援課長 北岡 龍也